

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第9号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成2年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「政令第7条第3項」を「政令第7条第5項」に改める。

様式第1号中

「

被保険者区分	<input type="checkbox"/> 75歳以上	<input type="checkbox"/> 65歳～74歳
	<input type="checkbox"/> 1割	<input type="checkbox"/> 3割

を

「

被保険者区分	<input type="checkbox"/> 75歳以上	<input type="checkbox"/> 65歳～74歳
	<input type="checkbox"/> 1割	<input type="checkbox"/> 2割

に

改める。

様式第8号中「施行令第7条第3項」を「施行令第7条第5項」に改める。

様式第19号の1及び様式第19号の4中

「

入	外	07：入院9割	08：外来9割
		09：入院7割	00：外来7割

を

「

入	外	07	：入院9割	08	：外来9割
		07特	：入院8割	08特	：外来8割
		09	：入院7割	00	：外来7割

に

改める。

様式第 19 号の 2 中

「

一部負担金相当額 ( 1 割 ・ 3 割 )	円
---------------------------	---

」を

「

一部負担金相当額 ( 1 割 ・ 2 割 ・ 3 割 )	円
---------------------------------	---

」に

改める。

様式第 19 号の 3 中

「

一部負担金相当額 ( 1 割 ・ 3 割 )	円
------------------------	---

」を

「

一部負担金相当額 ( 1 割 ・ 2 割 ・ 3 割 )	円
------------------------------	---

」に

改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。